

一括改正法が成立

居住、就労を多様化



法案の採決をした参院厚生労働委員会（8日）

障害者総合支援法など10法の一括改正法が10日、参議院本会議で与党などの賛成多数で可決された。障害者の住まいや働き方の幅を広げることが柱。精神保健福祉法の改正事項も含め、都道府県・市町村の力量に委ねるものも多く、改正事項が適切に運用されるか不安視する声も相次いだ。8日の参院厚生労働委員会では35項目の付帯決議が付いた。施行は一部を除き2024年4月1日。（福田敏克）

改正法案は障害者総合支援法、障害者雇用促進法、精神保健福祉法などを束ねた。総合

一括改正法の主な内容

GH	1人暮らしを希望する人の移行支援、移行後の定着支援をGHの定義に追加
就労	新サービス「就労選択支援」を創設 労働時間が週10～20時間未満の精神障害者を雇う場合、事業主の雇用率に算定する
精神障害	医療保護入院について、市町村長同意の範囲を拡大。入院期間を6カ月以内で定める 新サービス「入院者訪問支援事業」を創設 精神科病院における虐待の通報制度を創設
難病	医療費助成の開始時期を前倒しする。患者に「登録者証」を発行する仕組みを導入

支援法は障害者のグループホーム（GH）の定義を変える。入居者のうち希望する人がアパートなどで暮らしに移れるよう支援すること、移行後の定着を支えることを支援内容に追加する。就労については、働き方の選択を支える新サービス「就労選択支援」を創設する。短時間（週10～20時間未満）なら働ける精神障害者を雇う企業へのメリットになるよう、障害者雇用促進法に特例を設けて雇用率への算定を認める。これらは障害者が福祉サービスの枠にとどまらないよう、住まいや働き方の多様化を進めると評価できる半面、福祉からの離脱促進ともとれる。「過度な誘導」を懸念

改正事項は24年度の障害報酬改定などに委ねる部分が多く、現時点では詳細が不明であるため、政府に対する注文が相次いだ。GHについては衆参

いずれの付帯決議も「1人暮らしへの過度な誘導につながるような誘導につながらないよう」に「とくぎを刺し、就労選択支援については参議院の付帯決議が、一般就労への過度な誘導による福祉サービスの利用抑制につながるような留意すること」とした。

医療保護に議論集中

精神保健福祉法をめぐっては、強制入院の一つ、医療保護入院に議論が集中。患者の家族が同意・不同意の意思表示をしない場合、

市町村長が同意できるようにする改正について「医療保護入院の拡大につながるのではなにか」と指摘された。精神保健福祉法のそれ以外の改正事項も都道府県・市町村の責務を重くし、その運用に委ねるものが多い。しかし、その責務を果たせるよう自治体の人的・財政的な基盤が強化されるか不透明なことから、理念と運用の乖離を懸念する声が続出。衆参の付帯決議は同法関係で8項目も盛り込んだ。

東大構内が保育園

